

物品売買契約書 (総価)

1	品 名	男性警察官制服 冬服上衣外									
2	規 格	特記事項のとおり									
3	数 量	特記事項のとおり									
4	契 約 金 額	十億			百			千			円
	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額										
	(注)「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定により算出したもので、契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。ただし、消費税及び地方消費税の軽減税率の適用となる場合は、108 分の 8 を乗じて得た額とする。										
5	納 入 期 限	特記事項のとおり									
6	納 入 場 所	奈良県の指定する場所									
7	契 約 保 証 金	納付（又は免除）									
8	適用除外条項	な し									

上記の物品売買について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項（適用除外条項は、上記 8 のとおり）によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、この契約書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

年 月 日

発 注 者 所 在 地
 奈 良 県
 代 表 者

受 注 者 所 在 地
 商号又は名称
 代 表 者

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、日本国の法令を遵守し、この契約書（仕様書及び質問回答書を含む。）に基づき、この契約を誠実に履行しなければならない。
- 2 受注者は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもって履行しなければならない。
- 3 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承認及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 7 この契約書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る一切の訴訟の提起又は調停の申立てについては、奈良簡易裁判所又は奈良地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約の保証)

- 第2条 受注者は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
- (1) 国債
- (2) 地方債
- (3) 政府の保証のある債券
- (4) 銀行、株式会社商工組合中央金庫又は農林中央金庫の発行する債券
- (5) 知事が確実と認める社債
- (6) 銀行が振出し又は支払保証をした小切手
- (7) 銀行又は知事が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下同じ。）の保証
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (1) この契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- (2) 奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項第5号又は第6号に該当する場合
- 3 前項第1号の場合においては、受注者は、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該

履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

- 5 契約金額の変更があった場合においては、契約保証金の額が変更後の契約金額の 100 分の 10 に相当する額に達するまで、発注者は、契約保証金の増額を請求することができ、受注者は、契約保証金の減額を請求することができる。
- 6 発注者は、受注者がこの契約を履行したときは、契約保証金を返還するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 3 条 受注者は、この契約により生じる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合にあっては、この限りでない。

(監督)

第 4 条 発注者は、必要があるときは、発注者の職員をして立会い、指示その他の方法により、受注者の履行状況を監督させることができる。

(納税証明書等の確認書類の提出)

第 5 条 発注者は、受注者が県税に係る徴収金、消費税及び地方消費税その他の公租公課を完納したことを確認する必要がある場合、受注者に対し、納税証明書等の確認書類の提出を求めることができる。

(物品の配送等)

- 第 6 条 受注者は、物品を配送するときは、契約締結時の年度における知事が定める「奈良県庁グリーン購入調達方針」を遵守するものとする。
- 2 受注者は、物品を納入するときは、一括して納入しなければならない。ただし、発注者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(納入期限の延長)

- 第 7 条 受注者は、天災その他自己の責めに帰することができない理由により納入期限内に物品を納入することができないときは、期限延長の申出をすることができる。
- 2 前項の申出は、納入期限内にしなければならない。
 - 3 発注者は、第 1 項の申出があったときは、その理由を審査し、天災その他受注者の責めに帰することができない理由であると認めるときは、受注者と協議して納入期限を変更するものとする。

(納入の通知)

第 8 条 受注者は、物品を納入しようとするときは、事前にその旨を発注者に通知するものとする。

(検査)

第9条 発注者は、納入日から10日以内に検査を行うものとする。

- 2 受注者は、前項の検査に立ち会うものとし、立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 3 検査は、目視、数量確認、動作確認その他合理的な方法により行うものとする。
- 4 第1項の検査に要する費用及び検査のため変質し、変形し、消耗し、若しくは毀損したものの復元又は補填に要する費用は、全て受注者が負担するものとする。
- 5 発注者は、納入した物品の全部又は一部が第1項の検査に合格しないことを発見したときは、受注者に物品の取替又は改善を請求することができる。
- 6 発注者は、受注者が前項の取替又は改善をしたときは、前各項の例により検査を行うものとする。

(所有権)

第10条 物品の所有権は、前条第1項（同条第6項において同条第1項の例による場合を含む。）の検査により合格と認めた物品を納入場所において発注者が確認したときをもって発注者に移転するものとし、移転前に生じた物品の損害は全て受注者が負担するものとする。

(契約不適合責任)

- 第11条 発注者は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、あらかじめ発注者の承認を得た上で、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
 - 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 契約の性質又は双方の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(秘密の保持等)

第12条 受注者は、この契約の履行に際し知り得た発注者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

(契約金額の請求及び支払)

第13条 受注者は、第10条の規定による発注者の確認後、適法な請求書を発注者に提出するものとする。ただし、第6条第2項ただし書の規定により一部の納入が認められたときは、その残部の全てが納入され、第10条の規定による発注者の確認後、適法な請求書を発注者に提出するものとする。

- 2 発注者は、前項の請求書を受領した日から30日以内に代金を受注者に支払わなければならない。
- 3 発注者は、前項の期間内に代金を支払うことができないときは、前項の期間満了の日の翌日から代金支払の日までの日数に応じ、当該未支払代金に対し年10.75パーセントの割合で計算して得た額の遅滞料を受注者に支払わなければならない。ただし、その金額が百円未満であるときは、遅滞料を支払うことを要せず、百円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 発注者は、第1項の請求書を受領した後、その請求書の内容の全部又は一部に不備があることを発見したときは、その事由を明示して、その請求書を受注者に返付することができる。この場合において、当該請求書を返付した日から、発注者が受注者から是正した請求書を受領した日までの期間は、第2項の規定による支払期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不備が、受注者の故意又は重大な過失によるときは、その請求書の提出は無効とする。

(履行遅滞による遅滞料)

第14条 受注者は、受注者の責めに帰すべき理由により、納入期限内に合格品を完納しないときは、納入期限の到来の日の翌日から合格品を完納する日までの日数に応じ、契約金額（履行が可分の契約であるときは、履行遅滞となった部分の金額）につき、年10.75パーセントの割合で計算した額を遅滞料として発注者に支払わなければならない。ただし、その金額が千円未満であるときは、遅滞料は生じないものとする。

- 2 前項の遅滞料徴収日数の計算については、第9条第1項（同条第6項において同条第1項の例による場合を含む。）の検査に要した日数並びに受注者の故意又は重大な過失によらない事由による同条第5項の取替又は改善に要した日数は、算入しないものとする。

(発注者の任意解除権)

第15条 発注者は、納入期間が満了するまでの間は、次条又は第17条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引

上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 受注者がその債務の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) 第 11 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 3 条の規定に違反して、この契約から生じる権利を譲渡したとき。
- (2) 納入期限内に納品を完了しないとき、又は完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 受注者の債務の全部の履行が不能であるとき。
- (4) 受注者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の性質又は双方の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約から生じる権利を譲渡したとき。
- (9) この契約の締結又は履行に当たり、発注者に対する虚偽の申告及び通知等を行う等の発注者との間の信頼関係を損なう不正な行為をしたとき。
- (10) 故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。
- (11) 発注者が行う物品の検査に際し受注者に詐欺その他の不正行為があったとき。
- (12) 第 20 条の規定によらないで受注者からこの契約の解除の申入れがあったとき。
- (13) 受注者が次のいずれかに該当するとき又は該当するかの判断のための発注者の調査に協力しないとき。

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど

直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ この契約に係る下請契約等に当たって、アからオまでのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、発注者が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

ク この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

第17条 発注者は、受注者がこの契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。
- (2) 独占禁止法第7条第1項若しくは第2項（同法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受けたとき。
- (3) 独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき、又は同法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (4) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき（受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。
- (6) 公租公課若しくは奈良県の債権を滞納し督促を受けても滞納金の支払がなされないとき、滞納処分を受けたとき、民事訴訟上の強制執行を受けたとき、任意整理の申請がされたとき又はその他受注者の信用状態が著しく悪化し、若しくはその恐れが大きいと発注者が認めるべき相当の理由があるとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第18条 前2条に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(既納入物品の取扱い)

第19条 発注者が第15条又は第16条（第2項第8号及び第13号を除く。）の規定によりこの契約を解除したとき、又は第21条第3項各号に掲げる者がこの契約を解除したときであっても、既に納入された物品の引渡しを受けることができる。この場合において、受注者は、引き渡された物品について代金を請求することができる。

2 前項の場合については、第9条及び第13条の規定を準用するものとする。

(受注者の解除権)

第20条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 発注者がこの契約に違反し、その違反により物品を完納することが不可能となったとき。
- (2) 天災その他受注者の責めに帰することができない理由により、物品を完納することが不可能又は著しく困難となったとき。

2 前項各号に定める事項が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、同項の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第21条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を受注者に対し請求することができる。

- (1) 第11条第1項に規定する契約不適合があるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、受注者が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、違約金として、契約金額の100分の10に相当する額を、発注者の指定する日までに、発注者に支払わなければならない。

- (1) 第16条及び第17条第6号の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項又は第2項の場合において、第2条第1項の規定により、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

5 発注者は、第2項の違約金の額を超える損害が発生したときは、受注者に対して、その

超過額を請求することができる。

- 6 第1項、第2項（第3項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）又は前項に定める場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項、第2項及び前項の規定は、適用しない。

（賠償額の予定等）

第22条 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償金として、契約金額の総額の100分の20に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、業務が完了した後も同様とする。

- (1) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が確定したとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。
 - (3) 第17条第4号に規定する刑が確定したとき。
 - (4) 第17条第5号に該当したとき。
- 2 前項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が、同項に規定する賠償額を超える場合にあっては、受注者は、超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（遅滞料）

第23条 受注者は、この契約に基づき発注者に対して金銭を支払う義務を負う場合において、発注者の指定する期限までに当該金銭を納付しないときは、指定期限日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該金銭の額に対して年10.75パーセントの割合で算出した金額を遅滞料として併せて発注者に納付しなければならない。ただし、その金額が千円未満であるときは、遅滞料は生じないものとする。

- 2 前項の規定は、前2条に基づく支払義務について準用する。

（受注者の損害賠償請求）

第24条 受注者は、第15条の規定によりこの契約が解除された場合、発注者の責めに帰する事由により受注者に生じた損害（直接かつ通常生ずべき損害に限る。）について、契約金額を上限として発注者に賠償を請求することができる。この場合における賠償金の額は、発注者と受注者が協議の上で、これを定めるものとする。

- 2 前項の規定は、第20条第1項第1号に該当し、同条の規定によりこの契約が解除された場合について準用する。

（契約不適合責任期間）

第25条 発注者は、引き渡された物品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるとき、契約の内容に適合しないことを知った日から1年以内にその旨を受注者に通

知しないときは、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、発注者が物品の引渡しを受けた時点において、受注者がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約内容の変更等)

第26条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させることができる。

- 2 この契約締結後、経済情勢及び市況の変動により、契約金額が不相当と認められるときは、発注者と受注者が協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(相殺)

第27条 発注者は、この契約に基づき受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、契約金額請求権及びその他の債権と対当額において相殺することができる。

- 2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

(紛争の処理)

第28条 受注者は、この契約に関し第三者との間に紛争が生じたときは、受注者の責任と負担においてその一切の処理をするものとする。ただし、専ら発注者の責めにより紛争が生じた場合は、この限りでない。

(情報通信の技術を利用する方法)

第29条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(疑義等の決定)

第30条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議の上、これを定めるものとする。